

## ☆知って得する情報(第29回)

### ：相続税の物納ってどうするの？・・・

#### ・ポイント

物納の収納価額は、相続税評価額です。相続時からの土地の時価が下がった場合は、物納の検討をして下さい。

ただし、物納は金銭で納付することが困難な場合しか認められませんし、物納にあてる財産には順位がありますから、ある物件を物納したいといっても、すんなりと認められるとは限りません。

#### \* 物納のポイント 10 か条

1. 物納は、延納によっても金銭での納付することが困難な場合にしか認められません。  
(注) 1 この判定にあたっては、相続財産の売却、退職金の受取り、貸付金の返還など、近い将来における金銭収入や、近い将来における臨時的支出も考慮されます。
  - 2 延納中に延納による納付が困難になれば、一定の場合物納申請ができます。
2. 物納申請を相続税の申告期限までに税務署に提出しなければなりません。
3. 物納申請書には、登記事項証明書、測量図、境界確認書等の必要書類を添付します。
4. 税務署長の許可が必要です。
5. 物納財産は、相続によって取得した日本国内にある財産に限られます。
6. 物納できる財産には順位があり、管理又は処分するのに不適當な財産は認められません。

- ・ 第一順位・・・①国債、地方債、不動産、船舶  
②不動産のうち物納劣後財産
- ・ 第二順位・・・③社債、株式、証券投資信託・貸付信託の受益証券  
④株式のうち物納劣後財産
- ・ 第三順位・・・⑤動産

(注) 相続開始から所有していた特定登録美術品は、上の順位によることなく物納できる財産とすることができます。

7. 譲渡制限のある株式は、管理又は処分するのに不適當な財産に該当します。
8. 相続人が住居用又は事業用に使っている土地でも一定の場合には、底地による物納が認められます。また、非上場株式でも譲渡制限がなければ、一定の場合物納が認められます。
9. 物納財産の収納額は、原則として相続の評価額です。
10. 物納も譲渡の一種ですが、物納については譲渡所得税は課税されません。